毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令

内閣 は、 毒物及び劇物取締法 (昭和二十五年法律第三百三号)第二十三条の八並びに別表第一第二十八号

及び別表第二第九十四号の規定に基づき、この政令を制定する。

毒物及び劇物指定令

(昭和四十年政令第二号)の一部を次のように改正する。

第一条第十八号中ハをニとし、 口をハとし、イの次に次のように加える。

口 硫 黄、 カドミウム及びセレンから成る焼結 した物質並びにこれを含有する製剤

第二条第一項中第四号の六を第四号の七とし、 第四号の五を第四号の六とし、 第四号の四を第四号の五と

し、第四号の三の次に次の一号を加える。

四 の 四 N-(二-アミノエチル)-二-アミノエタノール及びこれを含有する製剤。 ただし、N—

-アミノエチル)─二─アミノエタノール一○%以下を含有するものを除く。

第二条第一項中第十三号の四を第十三号の五とし、第十三号の三の次に次の一号を加 える。

十三の四 二―エチル―三・七―ジメチル―六― [四―(トリフルオロメトキシ)フエノキシ] **一四**一キ

ノリル=メチル=カルボナート及びこれを含有する製剤

第二条第 一項第二十二号中 「カドミウム化合物」 の 下 に __ ただし、 硫黄、 カドミウム及びセ レン から成

る焼結した物質を除く。 」を加え、 同項中第三十一号の二を第三十一号の三とし、第三十一号の次に次 の 一

号を加える。

三十一の二 シアナミド及びこれを含有する製剤。 ただし、 シアナミド一〇%以下を含有するものを除く。

第二条第一項第三十二号中72を17とし、 (90) (171) (94) (175) (175) (89)を(91)とし、その次に次のよ

うに加える。

(92)一一(二・六―ジクロ 口 α α α―トリフルオロ― pートリル) | 四 | (ジフルオ 口 メチ ルチ

オ) ―五― [(二―ピリジルメチル) アミノ] ピラゾール―三―カルボニトリル (別名ピリプロ ルル

)二・五%以下を含有する製剤

(93)(E) — [(四R) | 匹 | <u>-</u> 四一ジクロ 口 フェニル) ―一・三―ジチオラン―二―イリデン]

Н ーイミダゾールーーーイル) アセトニトリル及びこれを含有する製剤

第二条第一項第三十二号中(8)を(9)とし、(3)から(8)までを(3)から(8)までとし、(3)を(3)とし、その次に次のよ

うに加える。

(32)(E) — [(四RS) —四一(二一クロロフエニル) — 一・三一ジチオラン—二一イリデン]

H ―イミダゾール―一―イル)アセトニトリル及びこれを含有する製剤

第二条第一項第三十二号中(2)を(3)とし、(4)から(2)までを(5)から(2)までとし、(3)の次に次のように加える。

(4)四・四一アゾビス(四一シアノ吉草酸)及びこれを含有する製剤

附則

(施行期日)

1

この政令は、 平成二十七年七月一日から施行する。ただし、第一条第十八号並びに第二条第一項第二十

二号及び第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この政令の 施行の際現にこの政令による改正後の第二条第一 項第四号の四、 第十三号の四及び第三十一

号の二に掲げる物 の製造業、 輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、 平 成

二十七年九月三十日までは、 毒物及び劇物取締法(次項において「法」という。)第三条、第七条及び第

九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であってこの政令の施行の際現に存するものについては、平成二十七年九月三十日ま

では、法第十二条第一項(法第二十二条第五項において準用する場合を含む。)及び第二項の規定は、適

用しない。